



**２０１８年度「基礎研修Ⅱ」　募集要項**

「基礎研修Ⅰ」を修了された方に対して、受講者を募集します！

　静岡県社会福祉士会では、日本社会福祉士会生涯研修制度と認定社会福祉士制度に基づいた

「基礎研修Ⅱ」を開催します。なお、この研修は認定社会福祉士認証のための研修でもあります。

**■生涯研修制度における基礎課程の位置づけ**

**＜ねらい＞**

　社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけます。

　生涯研修制度の修了認定は、研鑚を積んでいる社会福祉士であることを証明します。

**■基礎研修Ⅰ～Ⅲは、３期にわたる研修です**

　研修形態は、①事前課題による自己学習、②講義・演習による集合研修、③レポート作成などの事後課題、を交えた研修となります。

　基礎研修ⅡとⅢは、５月より２月までの年１０回にわたる集合研修が実施されます（月１回）。

１年間で全研修を修了できなかった場合、受講できなかった研修を、翌年度以降に受講して修了することもできます。ただし、認定社会福祉士の認証を目的とするためには、３期にわたる研修を最大６年間で修了する必要性があります（期限がある）。

**■専門課程である「共通研修」「分野別研修」の受講は原則として基礎課程修了後となっていますが、修了前に受講したものは基礎課程修了後に単位として認められます。**

**基礎研修Ⅱのねらい**

　　社会福祉士として共通に必要な知識・技術を踏まえた、実践の展開を学ぶ

　　受講時間：５９時間＋自宅学習・事前課題・レポート作成

**費　用**

会 員：１６,０００円

・延長受講1年目は、　無料

・延長受講2年目以降は、1日　2,000円

テキストをお持ちでない方（2016年度基礎研修Ⅰ受講時に購入されなかった方は、テキスト【上下巻およびSVテキスト】及び基礎研修Ⅱワークブック代6,382円（予定価格）がかかります。※テキストは基礎Ⅲまで使えます。

**受講資格**

　２０１７年度までに基礎研修Ⅰを修了している方　または　基礎研修Ⅱを延長受講する方

**申し込み受付期間　２０１８年４月２日(月)　～　４月１３日(金)　※必着**

■**申込方法**：下記口座に受講料を振込後、「受講申込書」に必要事項をご記入の上、

振込票を添付して、郵送かFAXのいずれかでお申し込みください。

清水銀行　静岡支店　普通預金

口座番号：２５１９１２４

口座名義：一般社団法人静岡県社会福祉士会

**■お問合せ先**：一般社団法人静岡県社会福祉士会事務局

　　 〒420－0856　静岡市葵区駿府町1－70　静岡県総合社会福祉会館４階

　 　TEL：０５４－２５２－９８７７　　ＦＡＸ：０５４－２５２－００１６

**受講の留意点**

**■静岡県で受講できない研修を、他都道府県社会福祉士会で受講することは可能です**

　　東海四県においては、協定書を結んでいますので1日3,000円の受講費用となります。

　各県の事務局を通してお申し出ください。

　　その他の県での受講希望については、申し込みは全て他県に直接各自で行っていただき、費用など

　は各県に応じた別途自己負担となります。なおこの場合、他県受講が決定した場合は必ず静岡県社会

　福祉士会事務局までご連絡ください。

**■各科目は、科目単位で全て受講していないと単位認定されません**

　　科目によっては受講の順番が定められており、順番に受講していないと次の研修を受講しても

　つながりが、わからないものがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　目 | 受講の順番 |
| ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ | ５月→６月→８月の順に受講 |
| 地域開発系科目Ⅰ | ７月→９月の順に受講 |
| 実践評価・実践研究系科目Ⅰ | ５月→１１月→２月の順に受講 |

　上記科目の研修を順番に受講できない事態が生じた場合は、以下のいずれかの方法をとります。

　　①　同じ科目の次の研修はを受講できないので、次年度以降に受講する（延長受講）

　　②　同じ科目の次の研修までに、受講できなかった研修を、他県で受講する

**２０１８年度　基礎研修Ⅱ　東海四県統一カリキュラム予定一覧**

　■　原則　愛知県：第2日曜日　　岐阜県：第2日曜日　静岡県：土曜日　三重県：第3日曜日

　■　受付開始は9:15。研修開始は9:30。遅刻は15分まで認めます。それ以降は受講とみなしません。

　■　事前学習があるものは、研修当日までに自己学習すること

　■　事前課題や中間課題は、指定がなければ２部作成し、原則1部提出すること

　■　修了レポートは到達目標の70％に到達しているかで判定します。評価者の指示で再提出もあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日　程 | 時間 | 会　場 | 研修内容 |
| 5月26日(土) | ６ | シズウエル  601 | 研修オリエンテーション  ①ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ  「相談援助の視座と展開過程」  ⑨実践評価・実践研究系科目Ⅰ  「実践研究の意義と方法」 |
| 6月23日(土) | 6 | シズウエル  601 | ②ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ  「実践のためのアプローチ(SW実践理論･ﾓﾃﾞﾙから学ぶ)」  「自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク」 |
| 7月28日(土) | 6 | シズウエル  601 | ④地域開発・政策系科目Ⅰ  「社会資源の理解と社会資源開発」  「連携システムのあり方とネットワークの構築」 |
| 9月1日(土)＊ | 6 | シズウエル  601 | ③ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ  「実践事例演習」 |
| 9月29日(土) | 6 | レイアップ  御幸町ビル  5-D | ⑤地域開発・政策系科目Ⅰ  「地域における福祉政策と福祉計画」  「社会福祉調査の方法と実際」 |
| 10月27日(土) | 6 | シズウエル  601 | ⑥人材育成系科目Ⅰ  「スーパービジョンとは」  「スーパービジョンのモデルセッションを見る」  「スーパーバイジー体験」 |
| 11月17日(土) | ６ | シズウエル  601 | ⑨実践評価・実践研究系科目Ⅰ  「実践研究のための記録」  「実践評価の方法」 |
| 12月15日(土) | ６ | シズウエル  601 | ⑦権利擁護・法学系科目Ⅰ  「社会福祉における法Ⅰ」  「ソーシャルワークと権利擁護の視点Ⅰ」 |
| 1月26日(土)＊ | ６ | シズウエル  601 | ⑧権利擁護・法学系科目Ⅰ  「社会福祉における法Ⅱ」  「ソーシャルワークと権利擁護の視点Ⅱ」 |
| 2月23日(土) | ６ | シズウエル  601 | ⑩実践評価・実践研究系科目Ⅰ  「実践研究発表の方法」 |

＊①～⑩は日本社会福祉士会が示した受講の順番。東海四県ではレポート課題・時間数の関係上順番変更

**２０１８年度　基礎研修Ⅱ　受講申込書**

申込日：２０１８年　　　月　　　日（事務所記載：受付日　２０１８年　　月　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな  氏　名 |  |
|  |
| 所属・勤務先 |  |
| 仕事内容の種類 | 以下の該当する種類に　✔　をお願いします。  □児童分野　　□医療分野　　□高齢分野　　□障害分野　　□司法分野  □行　政　　　□地域包括支援センター　　　□居宅介護支援事業所  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 所属県士会名  （未入会者は空欄） |  |
| 日本社会福祉士会  会員番号 | ※社会福祉士会に所属していない場合は、社会福祉士登録番号を記載し、社会福祉士の  　登録証のコピーもあわせてお送りください。 |
| 基礎研修テキスト  について | ●購入希望されるものに、✔　を入れて下さい。  　□基礎研修テキスト　上巻　　　　　□基礎研修テキスト　下巻  　□スーパービジョンテキスト　　　　□基礎研修Ⅱワークブック |
| 送付先住所 | ●下記のいずれかに、✔　を入れて下さい。  □自宅　　□勤務先（勤務先の場合は、下記に、勤務先名を必ずご記入下さい）。 |
| 〒　　　－  （勤務先名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 日中連絡可の  電話番号 | ●下記のいずれか、あるいは、いずれも可能な場合には両方に　✔　を入れて下さい。  □自宅または携帯電話　（　　　　　　）　　　　　　　―  □勤務先　　　　　　　（　　　　　　）　　　　　　　― |
| 連絡先  Eメールアドレス | 必ず、メール連絡の取れるアドレスをひとつご記入ください。  　　　　　　　　　　　　　＠ |
| 領収書について | ●「必要」に　✔を入れた方のみ、受講料振込日付の領収書を発行します。  　□領収書発行が必要　　　　　　　　□領収書発行は不要 |
| 受講に必要な配慮や  その他連絡事項  あればご記入ください |  |